

様式第1号（第4条関係）

要介護認定等の情報提供に係る申請書

令和 年 月 日

みよし広域連合長 殿

みよし広域連合介護保険の要介護認定に係る第4条の規定に基づき次のとおり情報の提供を申請します。なお、資料は裏面記載の遵守事項を守り適正に管理することを確約します。

依頼者	氏名		本人との関係	1 本人
	資格番号			2 同居親族
	事業者又は施設名称			3 成年後見人
				4 委任を受けた者
			5 居宅介護支援事業所	
			6 介護保険施設	
			7 居宅サービス事業所	
住所 (所在地)	〒			電話番号

被保険者番号											交付資料	1 認定調査票（基本調査）	
氏名												2 認定調査票（特記事項）	
被保険者番号											交付資料	3 主治医意見書	
氏名												1 認定調査票（基本調査）	
被保険者番号											交付資料	2 認定調査票（特記事項）	
氏名												3 主治医意見書	
被保険者番号											交付資料	1 認定調査票（基本調査）	
氏名												2 認定調査票（特記事項）	
被保険者番号											交付資料	3 主治医意見書	
氏名												1 認定調査票（基本調査）	
被保険者番号											交付資料	2 認定調査票（特記事項）	
氏名												3 主治医意見書	
交付方法	<input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 送付（返送料金をご負担下さい） <input type="checkbox"/> その他										交付面数	面	担当者 確認印

(裏面)

- 1 提供資料を被保険者本人の承認なしに第三者に漏らさないこと。
- 2 提供資料を紛失し、又は破損しないように適正な管理に努めるとともに、提供資料を紛失し、又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従うこと
- 3 被保険者本人との介護予防支援、居宅介護支援または施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他資料提供を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料は責任持って廃棄すること
- 4 提供を受けた主治医意見書については、本人または本人の親族等へは提供しないこと
- 5 みよし広域連合から提供資料の提示若しくは提出、返還を求められたときは、いつでもこれに応じること
- 6 写しの交付を送付する場合は、送付に係る相当額を依頼者側が負担すること。

(注)上記の遵守事項に違反した場合、今後資料の提供が受けられなくなる場合があります。